

各 位



2022年8月5日

会 社 名 稲畑産業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 稲畑 勝太郎
(コード番号 8098 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 財務経営管理室長 農田 康一
(TEL. 03-3639-6421)

業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度に基づき設定した信託に対する追加拠出に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年8月22日（月）
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 180,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,333 円
(4) 処 分 総 額	419,940,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年6月22日開催の第157回定時株主総会において業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を、以下、「本信託」といいます。）を導入いたしました。また、当社は、2022年6月22日開催の第161回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う本制度の手続き上の変更をご承認いただきました。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、及び本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役に給付すると見込まれる

株式数に相当するもの（2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2022年6月30日現在の発行済株式総数57,714,127株に対し0.31%（小数点第3位を四捨五入、2022年6月30日現在の総議決権個数573,341個に対する割合0.31%）となります。

【追加信託の概要】

追加信託日	: 2022年8月22日（予定）
追加信託金額	: 419,940,000円（予定）
取得する株式の種類	: 当社普通株式
取得株式数	: 180,000株
株式の取得日	: 2022年8月22日（予定）
株式取得方法	: 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2022年7月5日から2022年8月4日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均（円未満切捨）である2,333円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額2,333円については、取締役会決議日の直前営業日の終値2,409円に対して96.85%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均（円未満切捨）2,255円に対して103.46%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均（円未満切捨）2,222円に対して105.00%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上